

上院司法委知財小委員会の Tillis 委員長など、特許法第 101 条改正に向けた取組みのフレームワークを発表

2019 年 4 月 25 日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

上院司法委員会知的財産小委員会の Thom Tillis 委員長（ノースカロライナ州、共和）は 4 月 17 日、特許法第 101 条改正に向けた取組みのフレームワークを、Chris Coons ランキングメンバー（デラウェア州、民主）、下院司法委員会の Doug Collins ランキングメンバー（ジョージア州、共和）、同委員会法廷・知的財産・インターネット小委員会の Hank Johnson 委員長（ジョージア州、民主）、ならびに、Steve Stivers 下院議員（オハイオ州、共和）と共同で発表¹した。

このフレームワークは、議員らが 2018 年 12 月から開催している、特許法第 101 条関連ラウンドテーブル非公開会合²に出席した関係者らのフィードバックに基づくもので、議員らが 2019 年夏に上程を予定している法案の基本的考え方を示す（法案の条文ではない）。また、議員らは、ステークホルダーからフィードバックを募った後に法案を上程する予定とのこと。

フレームワークの概要は以下のとおり

- 現行法で特許適格性ありとされる 4 つの主題（方法、機械、製造物および組成物）を維持する
- 現行法の「新規かつ有用（new and useful）」という特許適格性要件の代わりに、「法定有用性（statutory utility）」要件を要求する
- 特許適格性が否認される主題を限定的に定義する
 - 基礎的科学的原理
 - 自然界で単独かつ排他的に存在する製品
 - 純粹な数式
 - 経済的または商業的原則
 - 精神的な活動 等
- 「特許適格性が否認される主題の使用にすぎない」との理由でクレームが特許適格性なしと判断されることを防ぐために、「実用的応用テスト（practical application test）」を設立する

¹ https://www.tillis.senate.gov/public/_cache/files/3491a23f-09c3-4f4a-9a93-71292704c5b1/outline-of-101-reform.pdf

² 2018 年 12 月 27 日付 IP ニュース「Coons 上院議員と Tillis 上院議員、特許法第 101 条関連ラウンドテーブル非公開会合を開催」参照 [https://www.jetro.go.jp/ext_images/ ipnews/us/2018/20181227-1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_ipnews/us/2018/20181227-1.pdf)

- 特許法 102 条、103 条、112 条の要件を考慮せず、クレームの全要素を全体として検討することによって特許適格性が決定されることを明確にする

(以上)